

## よさこい高知文化祭2026ロゴマーク等使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、よさこい高知文化祭2026（以下「大会」という。）のロゴマーク等の使用に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領においてロゴマーク等とは、別紙のデザイン及びこれらを展開したものとする。

### (使用申請)

第3条 ロゴマーク等を使用する場合は、あらかじめ「よさこい高知文化祭2026ロゴマーク等使用承認申請書」（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、上記申請書の提出に代えて、予定するイベント等の作成物の原稿案を事前に提出するものとする。

- (1) 国又は高知県、県内各市町村が使用するとき。
- (2) 国又は高知県、県内各市町村に設置された大会を実施するための実行委員会及び構成メンバーが使用するとき。
- (3) 高知県内の公共的団体等が教育又は文化振興の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 大会の広報大使、協賛企業・団体及びその他これに類する企業・団体等が広報の目的で使用するとき。
- (6) その他会長が適当と認めるとき。

### (使用承認)

第4条 会長は、前条の規定による申請を受理した場合は、当該申請に係る内容を審査し、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマーク等使用承認通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれがあるとき。
- (4) 大会のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれがあるとき。
- (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (6) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (7) ロゴマーク等を使用する者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (8) その他承認することが不適當と会長が認めるとき。

### (使用料)

第5条 使用料は無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマーク等の使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク等使用マニュアルの適用を遵守すること。
- (2) 使用者は、当該ロゴマーク等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマーク等使用承認申請書に記載の用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- (4) 当該使用に係る商品等の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る商品等を原因とする事故に対しては、会長は一切の責任を負わない。
- (5) 物品等には「よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会」との表記を付すること。ただし、会

長が認めた場合には、この限りではない。

2 使用者は、次に掲げる事項に注意して使用しなければならない。

- (1) ロゴマーク等の使用が当該商品の品質やサービスの内容等を保証するものではない。
- (2) ロゴマーク等使用承認は、関係団体等による大会への参画等に際し、特別の地位を付与するものではない。
- (3) 会長は、ロゴマーク等を使用する者に対し、使用方法の修正その他必要な措置を求めることができる。
- (4) 使用者が本使用要領及びロゴマーク等使用マニュアルの規定に違反した場合や前項の措置に従わない場合、その他会長が不相当と認める場合は、ロゴマーク等の使用を禁止、又は使用承認を取り消す場合がある。なお、使用承認が取り消された場合は、速やかにロゴマーク等の使用を中止すること。その際に生じる損害について、会長は責任を一切負わない。また、一定の期間、再度の使用申請を禁止する場合がある。

(損害補償等の責任)

第7条 会長は、ロゴマーク等の使用者が、ロゴマーク等の使用によって第三者に対し損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(ロゴマーク等に関する権利)

第8条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に属する。

(事務)

第9条 この規定に関する事務は、実行委員会事務局が行う。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いについて必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年11月22日から施行する。

別紙 ロゴマーク



よさこい高知文化祭2026